

教職員の懲戒処分について

市立小学校教諭による「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反行為について、当該教諭に対し懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
緑区 小学校	教諭	37歳	男	免職

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
緑区 小学校	校長	59歳	女	嚴重注意

2 処分年月日

令和元年11月19日(火)

3 事案概要

被処分者(当事者)は、令和元年8月18日(日)、都内のホテルで18歳未満の男子高校生に対して現金1万円を渡し、わいせつな行為をした。

4 再発防止の取組

- 令和元年11月14日に全校に対して、平成30年9月3日付け「教育長訓示」を再周知し、綱紀粛正を図った。
- 本年12月をコンプライアンス強化月間に設定し、「コンプライアンスチェックペーパー」を全校の職員室等に掲示することにより職員のコンプライアンス意識の向上を図る。
- 全校の校長がすべての職員に対し、引き続き「不祥事防止のためのセルフチェック」を実施させるとともに、宣誓書により法令や服務規律等を守ることを宣誓させる。
- 新たに職員向けの校内相談窓口の設置を検討し、職員が相談しやすい職場環境を整備する。